

鳥取県告示第226号

平成9年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
(1) 指定する地区			(1) 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
若桜町若桜駅前周辺地区	若桜町	1 八頭郡若桜町大字若桜の一部（若桜駅前広場の区域） 2 町道屋堂羅1号線の次の区間 起点 若桜駅 終点 国道29号 3 県道若桜停車場線の次の区間 起点 若桜駅 終点 八頭郡若桜町大字若桜393地先	若桜町若桜駅前周辺地区	若桜町	1 八頭郡若桜町大字若桜の一部（若桜駅前広場の区域） 2 町道屋堂羅1号線の次の区間 起点 若桜駅 終点 国道29号 3 県道若桜停車場線の次の区間 起点 若桜駅 終点 八頭郡若桜町大字若桜393地先
略			略		
(2) 略			(2) 略		